
教団機構改定に関する検討資料

2020年4月10日

日本基督教団

内容

■教団機構改定に関する検討資料	議長 石橋秀雄	3
■教団機構改定に関する教規変更案（素案）		4
■教規施行細則変更案 参考資料①		12
■伝道局規定案 参考資料②		13
■事務局規定変更案 参考資料③		14
■教団機構図案 参考資料④		16

教団機構改定に関する検討資料

2020年4月10日

日本基督教団総会議長 石橋 秀雄

第41総会期の「教団伝道対策検討委員会」は「教団機構改定検討小委員会」を設置して、今後の教団の機構について具体的検討を進めてきました。その経緯や方向性は、昨年度の各教区総会にむけた「教団伝道推進・機構改定に関する検討資料」中の「検討資料2 教団機構改定について」に述べられているとおりです。2019年度、さらに検討作業を進めた結果、常議員会において「教団機構改定に関する教規変更案」の「素案」が承認されるに至りました。常議員会は、この「素案」を各教区総会等に提示して検討・意見を求め、それによって教団総会に提案する正式な議案を策定することとしています。どうぞご検討ください。

なお、「教規変更案（素案）」を提示するにあたって、教団機構改定の全体像をより具体的に考えることができるよう、関連する資料をも提示してほしいとの要望が多く寄せられました。そこで「教規変更案（素案）」とあわせて、「教団機構改定検討小委員会」で検討・作成した資料（細則・諸規定の素案、その他）も参考として付すこととしました。これらは「教規変更案（素案）」についての理解を助けるものとしてご参照ください。

以下に、「教規変更案（素案）」について、要点を記します。

(1) 教団総会の規模縮小

- * 現在、定数400名となっている教団総会議員数を最大216名に縮小する（変更案第1条 以下同様）。これによって総会経費の大幅な削減が見込めるばかりでなく、教会を会場として開催することが可能となり、教会会議として望ましい。
- * 各教区から選出される教団総会議員の配分について、あらかじめとるべき員数を「教師・信徒各3名」から「各2名」とすることによって小規模教区に配慮した（第2条）。
- * 総会議員数の削減に伴い、常議員会・常任常議員会の定数も削減する（第30条、第31条、第37条）。

(2) 委員会および事務機構に関連して

- * 教団に伝道局および教務局を設置する（第40条、第43条）。教務局は、従来「総務局」の名称で検討を進めてきたが、よりふさわしい名称として「教務局」として提案する。
- * 伝道局に伝道局委員会をおく（第41条）。伝道局委員会の人数は12～20名と想定（参考資料「教団教規施行細則変更案」第5条）。
- * 伝道局の具体的なありかたについては「伝道局規定」に定める（第42条、参考資料「伝道局規定案」）。
- * 伝道局の活動は、伝道局委員が分担するだけでなく、「実行委員会（プロジェクト・チーム）」「プラットフォーム」の設置、各教区や自主活動団体との連携、教団内外の活動との協力など、さまざまな形で担っていくことを想定（参考資料「伝道局規定案」第7条～第12条）。
- * 教務局のありかたについては、従来の「事務局規定」を「教務局規定」と変更して定める（第45条、参考資料「事務局規定変更案」）。
- * 教務局に財務委員会・対外委員会・教師委員会を置く。それぞれの委員会は「財務部」「対外部」「教師部」と連携し、担当幹事と協力して執行にあたる（第44条、第58条、参考資料「事務局規定変更案」第4条、参考資料「教団機構図案」）。なお、教務局には他に「総幹事室」「総務部」を置く。
- * 信仰職制委員会および教師検定委員会は、伝道局・教務局のいずれにも属さない審査機関とする（第46条、参考資料「教団機構図案」）。

教団機構改定に関する教規変更案（素案）

現 行 教 規	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 教団総会及び常議員会</p> <p style="text-align: center;">第1節 教団総会 (議員および准議員)</p> <p>第1条 教団総会は、次に掲げる議員をもって組織する。</p> <p>(1) 各教区総会においてその教区総会議員である教師の内から選挙された者総数 <u>185</u> 名</p> <p>(2) 各教区総会においてその教区総会議員である信徒の内から選挙された者総数 <u>185</u> 名</p> <p>(3) 教師または信徒で、常議員会の議決を経て教団総会議長が推薦した者 <u>30</u> 名</p> <p>第2条 各教区において選出すべき前条第1号および第2号の議員数は、各教区に教師、信徒各<u>3</u>名をとり、残数を教会数、教師数および信徒数それぞれの百分比の和を3分した数を基準として定める。</p> <p>(以下第23条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">(特別委員および常任委員)</p> <p>第24条① 教団総会は、開会中、次の特別委員を置く。</p> <p>(1) 報告審査委員 15名</p> <p>(2) 建議請願審査委員 <u>5</u>名</p> <p>(3) 議事運営委員 5名</p> <p>(4) 教区記録審査委員 17名</p> <p>② 教団総会は、必要のあるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>(以下第29条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 常議員会</p> <p>第30条① 本教団に常議員会を置く。</p> <p>② 常議員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 教団総会議長、副議長および書記</p> <p>(2) 教団総会の互選による者 <u>27</u>名。</p> <p>③ 前項第2号の常議員は、教師 <u>14</u>名信徒 <u>13</u>名</p>	<p style="text-align: center;">第1章 教団総会及び常議員会</p> <p style="text-align: center;">第1節 教団総会 (議員および准議員)</p> <p>第1条 教団総会は、次に掲げる議員をもって組織する。</p> <p>(1) 各教区総会においてその教区総会議員である教師の内から選挙された者総数 <u>100</u> 名</p> <p>(2) 各教区総会においてその教区総会議員である信徒の内から選挙された者総数 <u>100</u> 名</p> <p>(3) 教師または信徒で、常議員会の議決を経て教団総会議長が推薦した者。<u>ただし、その数は16名を超えないものとする。</u></p> <p>第2条 各教区において選出すべき前条第1号および第2号の議員数は、各教区に教師、信徒各<u>2</u>名をとり、残数を教会数、教師数および信徒数それぞれの百分比の和を3分した数を基準として定める。</p> <p>(以下第23条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">(特別委員および常任委員)</p> <p>第24条① 教団総会は、開会中、次の特別委員を置く。</p> <p>(1) 報告審査委員 15名</p> <p>(2) 建議請願審査委員 <u>3</u>名</p> <p>(3) 議事運営委員 5名</p> <p>(4) 教区記録審査委員 17名</p> <p>② 教団総会は、必要のあるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>(以下第29条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 常議員会</p> <p>第30条① 本教団に常議員会を置く。</p> <p>② 常議員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 教団総会議長、副議長および書記</p> <p>(2) 教団総会の互選による者 <u>12</u>名。</p> <p>③ 前項第2号の常議員は、教師 <u>6</u>名信徒 <u>6</u>名と</p>

とする。ただし、総会の議決によって変更することを妨げない

第31条 教団総会議員が前条第2項第2号の互選を行うときは、教師7名信徒7名の補充員を選び、あらかじめその順位を定めなければならない。
(以下第36条まで変更はないため略)

第37条① 教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による者7名をもって常任常議員会を組織する。
(以下第38条の2まで変更がないため略)

第2章 教務機関

(教団総会議長の総括行為)

第39条 教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を統括するものとする。

- (1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、また発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し、協議すること
- (2) 教区に報告を求め、必要あるときは、教区総会議長を招集し、協議すること
- (3) 総幹事に報告を求め、その執行状況を検討・評価し、必要あるときは、これに指示を与えること
- (4) 諸機関の連携調整をはかり、またそのために緊急の取り計らいをすること
- (5) 常議員会に諮問し、また発議すること

(常設委員会および特設委員会)

第40条① 本教団に次の常設委員会を置く。(→整理して第41条、第44条、第46条へ)

- (1) 宣教委員会
- (2) 教師委員会
- (3) 信仰職制委員会
- (4) 教師検定委員会
- (5) 予算決算委員会
- (6) 世界宣教委員会

② 常設委員会は、次条以下に掲げる事項について審査・議決にあたり、その執行状況を監理する。

する。ただし、総会の議決によって変更することを妨げない

第31条 教団総会議員が前条第2項第2号の互選を行うときは、教師3名信徒3名の補充員を選び、あらかじめその順位を定めなければならない。
(以下第36条まで変更はないため略)

第37条① 教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による者2名をもって常任常議員会を組織する。
(以下第38条の2まで変更がないため略)

第2章 教務機関

(教団総会議長の総括行為)

第39条 教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を統括するものとする。

- (1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、また発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し、協議すること
- (2) 教区に報告を求め、必要あるときは、教区総会議長を招集し、協議すること
- (3) 総幹事に報告を求め、その執行状況を検討・評価し、必要あるときは、これに指示を与えること
- (4) 諸機関の連携調整をはかり、またそのために緊急の取り計らいをすること
- (5) 常議員会に諮問し、また発議すること

(執行・審査機関)

第40条 本教団に、教団伝道局を置き、教団総会議長が統括する。

第41条① 宣教委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 宣教の基本方策に関する事項
 - (2) 宣教の総合活動に関する事項
 - (3) 教区の宣教関係委員会との協力および連絡
 - (4) その他宣教に関する重要な事項
- ② 前項第1号および第3号の事項の処理のため宣教方策会議を開催する。
- ③ 宣教方策会議は宣教委員、教区の宣教関係代表者その他宣教委員会において必要と認められた者をもって構成する。
- ④ 委員会活動を側面から助けるために、自主活動団体を組織することができる。

第42条① 宣教委員会に、次の常設専門委員会を置く。(→削除)

- (1) 伝道委員会
 - (2) 教育委員会
 - (3) 社会委員会
- ② 伝道委員会は、次の事項をつかさどる。
- (1) 農村・都市・産業伝道および開拓伝道など伝道の調査・企画
 - (2) 前号の伝道の進展に必要な会堂・附属建物の建築・土地購入に関する援助および指導
 - (3) 関係委員の推薦
 - (4) その他伝道の進展に必要な事項
- ③ 教育委員会は、次の事項をつかさどる。
- (1) 教会および幼稚園におけるキリスト教教育の調査・企画
 - (2) キリスト教教育主事の育成・指導に必要な事項
 - (3) 青年の指導に関する事項
 - (4) 学校との協力および連絡
 - (5) 関係委員の推薦
 - (6) その他キリスト教教育の発達に必要な事項
- ④ 社会委員会は、次の事項をつかさどる。

第41条① 教団伝道局に、常設委員会として伝道局委員会を置く。

② 伝道局委員会は、次項に掲げる事項について、幹事との協力のもと、事業計画案および予算案を作成し、その執行にあたる。

③ 伝道局委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 宣教の基本方策に関する事項
 - (2) 宣教の総合活動に関する事項
 - (3) 教区の宣教関係委員会との協力および連絡
 - (4) その他宣教に関する重要な事項
- ④ 前項第1号および第3号の事項の処理のため宣教方策会議を開催する。
- ⑤ 宣教方策会議は宣教委員、教区の宣教関係代表者その他宣教委員会において必要と認められた者をもって構成する。
- ⑥ 委員会活動を側面から助けるために、自主活動団体を組織することができる。

第42条 教団伝道局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。

<p>(1) 社会活動に関する調査・企画 (2) 社会福祉団体との協力および連絡 (3) その他社会問題に関する事項</p> <p>第 43 条 教師委員会は、次の事項をつかさどる。 (→第 44 条⑤へ)</p> <p>(1) 教師養成機関に関する事項 (2) 教師の育成、研修および留学などに関する事項 (3) 教師の人事交流に関する事項 (4) 教師の戒規に関する事項</p> <p>第 44 条 信仰職制委員会は、次の事項をつかさどる。(→第 47 条へ)</p> <p>(1) 本教団の信仰告白に関する事項 (2) 教憲および教規の解釈に関する事項 (3) 礼拝、礼典および諸儀式に関する事項 (4) 信仰および職制ならびに教會的機能に関する事項</p> <p>第 45 条① 教師検定委員会は、教師の検定に関する事項をつかさどる。 ② 教師検定の規則は別に定める。(→第 48 条へ)</p>	<p>第 43 条 本教団に、<u>教団教務局</u>を置き、総幹事が統括する。</p> <p>第 44 条① <u>教団教務局</u>に、以下の常設委員会を置く。</p> <p>(1) 財務委員会 (2) 対外委員会 (3) 教師委員会</p> <p>② <u>上記常設委員会は、次号以下に掲げる事項について、幹事との協力のもと、事業計画案および予算案を作成し、その執行にあたる。</u></p> <p>③ <u>財務委員会は、次の事項をつかさどる。</u></p> <p>(1) 歳入歳出予算およびその執行状況に関する事項 (2) 歳入歳出決算およびその検討・評価に関する事項 (3) 財政に関する事項 (4) その他財務に関する重要な事項</p> <p>④ <u>対外委員会は次の事項をつかさどる。</u></p> <p>(1) 宣教協力のために派遣されている在外教師・信徒および諸教会から受け入れている宣教師に関する事項 (2) 協力関係にある教会との宣教協力 (3) 世界宣教協力に関する調査、企画</p> <p>⑤ <u>教師委員会は、次の事項をつかさどる。</u></p> <p>(1) 教師養成機関に関する事項 (2) 教師の育成、研修および留学などに関する事項 (3) 教師の人事交流に関する事項 (4) 教師の戒規に関する事項</p> <p>第 45 条 <u>教団教務局</u>の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。</p>
--	--

第 46 条 予算決算委員会は、次の事項をつかさどる。(→第 44 条③へ)

- (1) 歳入歳出予算およびその執行状況に関する事項
- (2) 歳入歳出決算およびその検討・評価に関する事項
- (3) 財政に関する事項
- (4) その他財務に関する重要な事項

第 46 条の 2 世界宣教委員会は次の事項をつかさどる。

(→第 44 条④へ)

- (1) 宣教協力のために派遣されている在外教師・信徒および諸教会から受け入れている宣教師に関する事項
- (2) 協力関係にある教会との宣教協力
- (3) 世界宣教協力に関する調査、企画
- (4) 上記事項を遂行するために次の小委員会を設置する。小委員会の委員は世界宣教委員会において選任する。

- ① 韓国協約委員会
- ② 台湾協約委員会
- ③ スイス協約委員会
- ④ 国際関係委員会
- ⑤ 宣教師人事委員会
- ⑥ 宣教師支援委員会

第 47 条① 常設委員会の委員および常設専門委員会の委員は、教団総会において選任する。

- ② 委員の定数は、別に定める。
- ③ 委員長は、委員の互選によって定め、委員会を代表する。
- ④ 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。
- ⑤ 委員に欠員を生じた場合には、常議員会において選任する。
- ⑥ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 48 条① 教団総会または常議員会は、必要あるとき、特設委員会を設けることができる。

- ② 前条第 3 項、第 5 項および第 6 項の規定は、特設委員会について準用する。

第 46 条① 本教団は、教団総会のもとに審査機関として、以下の常設委員会を置く。

- (1) 信仰職制委員会
- (2) 教師検定委員会

② 上記常設委員会は、次条以下に掲げる事項について、審査にあたる。

第 47 条 信仰職制委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 本教団の信仰告白に関する事項
- (2) 教憲および教規の解釈に関する事項
- (3) 礼拝、礼典および諸儀式に関する事項
- (4) 信仰および職制ならびに教会的機能に関する事項

第 48 条① 教師検定委員会は、教師の検定に関する事項をつかさどる。

- ② 教師検定の規則は別に定める。

第 49 条 常設委員会および常設専門委員会がそのもとに委員会を設置する必要がある場合は、その目的、設置期間、活動計画、予算その他必要事項について常議員会の承認を受けなければならない。ただし、総会期をこえる時は、教団総会の承認を受けるものとする。

(総幹事) (→総幹事に関する規定第 56 条へ)

第 50 条① 本教団に総幹事を置く。

- ② 総幹事は、教団総会議長のもとに、教団総会および常議員会の決議の執行にあたるほか、教団総会および常議員会の審議に必要な調査を行ない、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。
- ③ 総幹事は、教団事務局・宣教研究所を管理し、出版局・年金局および部落解放センターをその所轄のもとに置き、教団の教務の円滑な遂行をはかる。
- ④ 総幹事は、海外のキリスト教諸教会ならびに諸団体との協力にあたる。
- ⑤ 総幹事は、教団総会において選任する。その任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。
- ⑥ 総幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常議員会において選び、次期教団総会においてその承認を求めるものとする。
- ⑦ 補欠による総幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑧ 総幹事は、教団総会、常議員会および常任常議員会に職責上出席する。また、必要あるときは、各種委員会に出席することができる。
- ⑨ 総幹事は、教務執行のため、定期および臨時の幹事会を招集する。

(執行・研究・業務機関)

第 51 条① 本教団に、教団事務局を置く。(→第 43 条、第 45 条へ)

第 49 条① 常設委員会の委員は、教団総会において選任する。

- ② 委員の定数は、別に定める。
- ③ 委員長は、委員の互選によって定め、委員会を代表する。
- ④ 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。
- ⑤ 委員に欠員を生じた場合には、常議員会において選任する。
- ⑥ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 50 条① 教団総会または常議員会は、必要あるとき、特設委員会を設けることができる。

- ② 前条第 3 項、第 5 項および第 6 項の規定は、特設委員会について準用する。

第 51 条 常設委員会がそのもとに委員会を設置する必要がある場合は、その目的、設置期間、活動計

<p>② 教団事務局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。</p> <p>第 52 条① 本教団は、宣教の研究のために、宣教研究所を置く。</p> <p>② 宣教研究所に関する規定は、別に定める。</p> <p>第 53 条① 教団事務局および宣教研究所に幹事を置く。</p> <p>② 幹事は、総幹事の推薦に基づき常議員会の議を経て、教団総会議長が任用する。</p> <p>③ 幹事の任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>第 54 条① 幹事は、総幹事を助けて、教務の執行にあたる。</p> <p>② 幹事は、その担当部門に関し、事業計画案および予算案を関係委員会に提出し、当該委員会の議決の執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。</p> <p>③ 幹事は、教団総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。</p> <p>第 55 条① 本教団に、部落解放センターを置く。(→第 53 条へ)</p> <p>② 部落解放センターに関する規定は、別に定める。</p> <p>第 56 条① 本教団に、出版業務を行なうために出版局を置く。</p> <p>② 出版局に関する規定は、別に定める。(→第 54 条へ)</p>	<p>画、予算その他必要事項について常議員会の承認を受けなければならない。ただし、総会期をこえる時は、教団総会の承認を受けるものとする。</p> <p>(研究・業務機関)</p> <p>第 52 条① 本教団は、宣教の研究のために、宣教研究所を置く。</p> <p>② 宣教研究所に関する規定は、別に定める。</p> <p>第 53 条① 本教団に、部落解放センターを置く。</p> <p>② 部落解放センターに関する規定は、別に定める。</p> <p>第 54 条① 本教団に、出版業務を行なうために出版局を置く。</p> <p>② 出版局に関する規定は、別に定める。</p> <p>第 55 条① 本教団に、年金業務を行なうために年金局を置く。</p> <p>② 年金局に関する規定は、別に定める。</p> <p>(総幹事・幹事)</p> <p>第 56 条① 本教団に総幹事を置く。</p> <p>② 総幹事は、教団総会議長のもとに、教団総会および常議員会の決議の執行にあたるほか、教団総会および常議員会の審議に必要な調査を行ない、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。</p> <p>③ 総幹事は、<u>教団教務局を統括し、教団伝道局および宣教研究所を管理し、出版局・年金局および部落解放センターをその所轄のもとに置き、教団の教務の円滑な遂行をはかる。</u></p> <p>④ 総幹事は、海外のキリスト教諸教会ならびに諸団体との協力にあたる。</p> <p>⑤ 総幹事は、教団総会において選任する。その任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>⑥ 総幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常</p>
--	--

<p>第 57 条① 本教団に、年金業務を行なうために年金局を置く。</p> <p>② 年金局に関する規定は、別に定める。(→第 55 条へ)</p> <p>第 58 条 欠番</p>	<p>議員会において選び、次期教団総会においてその承認を求めるものとする。</p> <p>⑦ 補欠による総幹事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>⑧ 総幹事は、教団総会、常議員会および常任常議員会に職責上出席する。また、必要あるときは、各種委員会に出席することができる。</p> <p>⑨ 総幹事は、教務執行のため、定期および臨時の幹事会を招集する。</p> <p>第 57 条① <u>教団伝道局、教団教務局</u>および<u>宣教研究所</u>に幹事を置く。</p> <p>② 幹事は、総幹事の推薦に基づき常議員会の議を経て、教団総会議長が任用する。</p> <p>③ 幹事の任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>第 58 条① 幹事は、総幹事を助けて、教務の執行にあたる。</p> <p>② 幹事は、その担当部門に関し、<u>関係委員会との協力の下、事業計画案および予算案を作成し、執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。</u></p> <p>③ 幹事は、教団総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。</p>
---	--

教規施行細則変更案

参考資料①

現 行 規 定	変 更 案
<p>(変更箇所第5条のみ)</p> <p>第5条① 教規第40条第1項の常設委員会委員数は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">宣教委員会 10名</p> <p style="margin-left: 20px;">教師委員会 7名</p> <p style="margin-left: 20px;">信仰職制委員会 7名</p> <p style="margin-left: 20px;">教師検定委員会 7名</p> <p style="margin-left: 20px;">予算決算委員会 7名</p> <p style="margin-left: 20px;">世界宣教委員会 7名</p> <p>② 教規第42条第1項の常設専門委員会委員数は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">伝道委員会 7名</p> <p style="margin-left: 20px;">教育委員会 7名</p> <p style="margin-left: 20px;">社会委員会 7名</p> <p>③ ただし教育委員の内1名は宣教協力学校協議会の推薦する者、社会委員の内1名は日本キリスト教社会事業同盟の推薦する者とする。世界宣教委員の内1名は宣教協力学校協議会の、1名は日本キリスト教社会事業同盟の推薦する者とする。</p>	<p>(変更箇所第5条のみ)</p> <p>第5条① 教規第41条第1項の常設委員会である<u>伝道局委員会委員数は、12名以上20名以内とする。</u></p> <p>② 教規第44条第1項の常設委員会委員数は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">教師委員会 7名以内</p> <p style="margin-left: 20px;">財務委員会 7名以内</p> <p style="margin-left: 20px;">対外委員会 7名以内</p> <p>③ ただし<u>伝道局委員</u>の内1名は宣教協力学校協議会の、1名は日本キリスト教社会事業同盟の推薦する者とする。<u>対外委員</u>の内1名は宣教協力学校協議会の、1名は日本キリスト教社会事業同盟の推薦する者とする。</p> <p>④ 教規第46条第1項の常設委員会委員数は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">信仰職制委員会 7名以内</p> <p style="margin-left: 20px;">教師検定委員会 7名以内</p>

伝道局規定案

参考資料②

伝道局規定

(名 称)

第1条 本局を、日本基督教団伝道局という。

(所在地)

第2条 この伝道局を東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号に置く。

(目 的)

第3条 この伝道局規定は、日本基督教団教規第42条に基づき、伝道局の取りあつかう事項および運営に関する事項を定める。

(組 織)

第4条 この伝道局に、伝道局委員会を置き、本教団の宣教活動を推進することをはかる。

第5条 伝道局委員会は、以下に掲げる活動について、幹事との協力のもと事業計画案および予算案を作成し、その執行にあたる。

(活 動)

第6条 伝道局委員会は、教規第41条第3項に掲げる事項をつかさどり、その他以下の事項を担当する。

- (1) 宣教方策会議の開催
- (2) 伝道推進に必要な会堂・附属建物の建築・土地購入に関する援助
- (3) キリスト教教育主事の認定
- (4) 関係委員の推薦

第7条 伝道局委員会の中に、伝道、教育、社会、及び必要に応じて特任の担当者若干名を定めることができる。

第8条 伝道局委員会の各担当者は、適宜担当者会を行う。また、必要に応じて合同の担当者会を行う。

第9条 伝道局は、必要な会議・行事等を開催するために、また特定の課題を担うため、実行委員会（プロジェクト・チーム）を置くことができる。実行委員会の委員は、伝道局委員会で選任する。実行委員会の設置期間は、担当する事項が完了するまでとし、原則として総会期をこえないものとする。実行委員会が開催する会議・行事等は、有志による献金によって運営することを原則とし、伝道局委員会で決定したものを除き、教団が費用負担を負わない。

第10条 伝道局は、宣教方策に関する事項の具体的な展開のために、課題別プラットフォームを設置することができる。プラットフォームの運営の担当者は、伝道局委員会で選任して委嘱するものとする。

第11条 伝道局は、宣教方策に関する事項の具体的な展開のために、各教区ならびに本教団自主活動団体と連携する。

第12条 伝道局は、宣教方策に関する事項の具体的な展開のために、本教団内有志活動ならびに本教団外の他団体活動と協力する。

(総幹事・幹事)

第13条 総幹事は、事務上の管理者として関わり、伝道局委員会に、職責上陪席する。

第14条 伝道局担当幹事は、事業計画案および予算案を伝道局委員会と協力して作成し、伝道局委員会の議決の執行の実務にあたるほか、伝道局委員会が必要とする調査及び資金の管理にあたる。

第15条 伝道局担当幹事は、伝道局委員会に、職責上陪席する。

(補 則)

第16条 この規定の変更は、常議員会の議決を経て行なう。

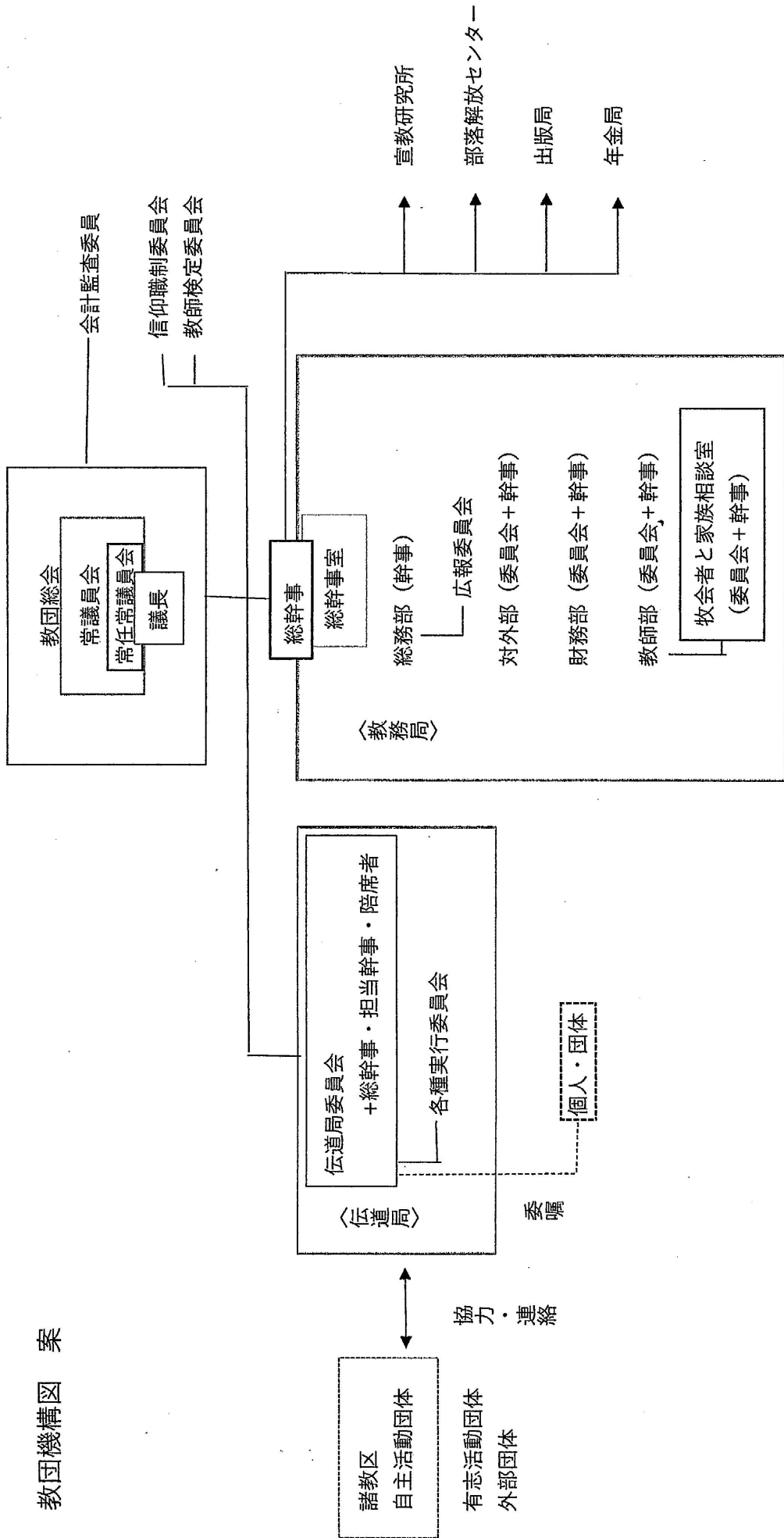
第17条 この規定は、〇〇年〇月〇日から実施する。

事務局規定変更案

現 行 規 定	変 更 案
<p style="text-align: center;">事務局規定</p> <p>(名 称) 第1条 この事務局は、日本基督教団事務局（英訳：The General Office of United Church of Christ in Japan）という。</p> <p>(所在地) 第2条 この事務局を東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 この事務局は、執行機関であつて、日本基督教団教規第51条第2項に基づき、事務局の取りあつかう事項および運営に関する事項を定め、事務局の運用を支障なからしめることを目的とする。</p> <p>この目的を遂行するために、取り扱うべき事項は、別に定めることのほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教区に関する事項 (2) NCC、その他内外諸教会、諸団体との渉外に関する事項 (3) 宣教師に関する事項 (4) 広報に関する事項 (5) 総会議長の承認ならびに同意に関する事項 (6) 教務一般に関する事項 (7) 宗教法人に関する事項 (8) 財務一般に関する事項 (9) 財産管理に関する事項 (10) 総会、常議員会および委員会のつかさどる事柄に関する事項 (11) 自主活動団体との連絡に関する事項 (12) 職員に関する事項</p> <p>(組 織) 第4条① 総幹事は、この事務局を管理する。 ② この事務局に総幹事室、総務部、財務部、宣教部、世界宣教部を置く。総幹事は必要に応じて、予算の範囲内で、之を増減することができる。</p>	<p style="text-align: center;">教務局規定</p> <p>(名 称) 第1条 この教務局を、日本基督教団教務局（英訳：The General Office of United Church of Christ in Japan）という。</p> <p>(所在地) 第2条 この教務局を東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 この教務局規定は、日本基督教団教規第45条に基づき、<u>教務局</u>の取りあつかう事項および運営に関する事項を定め、<u>教務局</u>の運用を支障なからしめることを目的とする。</p> <p>この目的を遂行するために、取り扱うべき事項は、別に定めることのほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教区に関する事項 (2) NCC、その他内外諸教会、諸団体との渉外に関する事項 (3) <u>世界宣教</u>に関する事項 (4) 広報に関する事項 (5) 総会議長の承認ならびに同意に関する事項 (6) 教務一般に関する事項 (7) 宗教法人に関する事項 (8) 財務一般に関する事項 (9) 財産管理に関する事項 (10) 総会、常議員会および委員会のつかさどる事柄に関する事項 (11) 自主活動団体との連絡に関する事項 (12) 職員に関する事項</p> <p>(組 織) 第4条① 総幹事は、この教務局を管理する。 ② この教務局に総幹事室、<u>総務部</u>、<u>財務部</u>、<u>対外部</u>、<u>教師部</u>を置く。 ③ <u>総幹事室</u>は、総幹事の職務を補佐し、必要な事項等の執行の実務にあたるものとする。 ④ <u>総務部</u>は、総幹事が管轄し、<u>教務一般</u>・<u>広報</u>・<u>宗教法人に関する事項等の執行の実務</u>にあたるものとする。<u>総務部</u>に、<u>広報委員会</u>を置く。</p>

<p>(幹事)</p> <p>第5条① 幹事は、その担当部門に関して、事業計画案および予算案を関係委員会に提出し、当該委員会の議決の執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査及び資金の整備にあたる。</p> <p>② 幹事は、総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条① 総幹事は幹事と共に幹事会を組織し、教務の執行にあたる。</p> <p>② 幹事会は総幹事の招集により定期に之を開く。また、必要のある時は、総幹事の招集により、随時開くことができる。</p> <p>③ 幹事会は研究・執行部門の総合的な連絡及び研究にあたり、総幹事を助けて、事務局の管理にあたる。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条① この規定の変更は、常議員会の議決を経て行なう。</p> <p>② この規定は、1969年9月1日から実施する。</p>	<p>⑤ <u>財務部は、関連する常設委員会である財務委員会と連携し、執行の実務にあたるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>対外部は、関連する常設委員会である対外委員会と連携し、執行の実務にあたるものとする。</u></p> <p>⑦ <u>教師部は、関連する常設委員会である教師委員会と連携し、執行の実務にあたるものとする。</u></p> <p>(幹事)</p> <p>第5条① 幹事は、その担当部門に関して、<u>関係委員会との協力の下</u>、事業計画案および予算案を作成し、当該委員会の議決の<u>執行の実務</u>にあたるほか、関係機関の必要とする調査及び資金の<u>管理</u>にあたる。</p> <p>② 幹事は、総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条① 総幹事は幹事と共に幹事会を組織し、教務の執行にあたる。</p> <p>② 幹事会は総幹事の招集により定期に之を開く。また、必要のある時は、総幹事の招集により、随時開くことができる。</p> <p>③ 幹事会は研究・執行部門の総合的な連絡及び研究にあたり、総幹事を助けて、<u>教務局</u>の管理にあたる。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条① この規定の変更は、常議員会の議決を経て行なう。</p> <p>② この規定は、〇〇年〇月〇日から実施する。</p>
--	--

教団機構図 案



*この図は、教団機構の全体を網羅した公的なものではなく、機構改定について検討作業を進めるための便宜的なもの